

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付要領

(通則)

第1条 福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年4月1日福井県規則第20号。以下「規則」という。）および総合政策部ふるさと県民局地域交流推進課補助金等交付要綱（以下「地域交流推進課要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、奨学金の返還を支援することにより、県外大学生等の県内における就業および定着を促進し、もって本県の産業を担う人材を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する学生で、認定申請年度の翌年の4月1日時点で30歳未満の者をいう。
- (3) 既卒者 大学等を支援対象者の認定申請をする前年度末までに卒業したもので、認定申請年度の翌年の4月1日時点で30歳未満の者をいう。
- (4) 対象業種 建設業、製造業、情報通信業、農業・林業・漁業、医療、福祉をいう。
- (5) 奨学金 （独）日本学生支援機構が貸与する奨学金（海外留学のための奨学金を除く。）および福井県奨学育英基金が貸与する奨学金をいう。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、支援対象として認定を受けた者（以下「支援対象者」という。）が、認定後に返還する奨学金の年間支払額（上限20万円）の5年分（上限100万円）とする。

(補助対象期間)

第5条 本補助金の対象となる期間は、県内の事業所等に就職または就業して、奨学金の返還月額の60か月分の返済が終了した日までとし、原則として、県内に在住し、かつ県内の事業所等に勤務している期間とする（短期間の県外研修については補助対象期間とする）。ただし、県内の事業所等に就職または就業した日を起点として7年を限度とする。

(支援対象者の要件)

第6条 本補助金の支援対象として申請できる者は、次の（1）から（3）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県外の大学等の卒業年次に在籍し、当該年度中に卒業する見込みの者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者
- ア 奨学金の貸与を受けている者
 - イ 県外の大学等を卒業後、正規雇用により対象業種または対象業種に準ずると認められる業種の県内事業所等にそれぞれの条件で就業を希望する者(公務員として働くものを除く)。なお、条件については、事務取扱規則で定める。
 - ウ 大学等を卒業後、県内に定住する見込みの者
- (2) 県外大学等の既卒者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者
- ア 奨学金の貸与を受けていたものであり、返還残額があり、かつ、滞納額がない者
 - イ 正規雇用により対象業種または対象業種に準ずると認められる業種の県内事業所等にそれぞれの条件で就業を希望する者(公務員として働くものを除く)。なお、条件については、事務取扱規則で定める。
 - ウ 支援対象者の認定申請する時点で、県外に住所を有し、県内に定住する見込みの者
 - エ 支援対象者の認定申請をする時点において、県内で就労していない者
- (3) その他特段の事情があり、上記(1)(2)に準ずる者と特に認められる者

(支援対象者の認定)

第7条 本補助金の支援対象として認定を受けようとする者は、別に定める期間内に、様式第1号により知事に申請し、支援対象者の認定を受けなければいけない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学等の在学証明書または卒業証明書
- (2) 学業成績証明書(直近のものであって、厳封したもの)
- (3) 小論文(様式第1号の2)

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、面接その他の審査を行い、適当と認めるときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。ただし、認定しないときは、その旨を様式第2号の2により通知するものとする。

(支援対象者の辞退等)

第8条 支援対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 本補助金による支援を辞退しようとするとき。
- (2) 支援対象者の認定を受けた年度の翌年度の4月1日までに就職または就業できなかったとき。
- (3) 就職後、自己都合により離職したとき。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を様式第4号によ

り支給対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 県は、支援対象者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす者に対し、本補助金を交付する。

- (1) 奨学金の貸与を受けていた者
- (2) 第6条(1)イまたは(2)イの要件を満たす者。なお、文中の「就業を希望する者」については、「就業した者」に読みかえる。
- (3) 福井県に定住することを目的として住所を有する者

(勤務状況の報告および返還計画書の提出)

第10条 本補助金の支援対象者は、補助対象期間における勤務状況を毎年、県が指定する日までに様式第5号により知事に報告しなければならない。なお、就業先の都合により、支援対象者としての要件を満たさなくなった場合は、知事に報告しなければならない。

2 支援対象者は、県が指定する日までに返還計画書を提出しなければならない。なお、繰り上げ返済を行うなど、計画に変更があった場合は、知事に報告しなければならない。

(交付申請兼実績報告書)

第11条 本補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期間内に、様式第7号に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 勤務証明書(様式第5号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 大学等の卒業を証する書類の写し(初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要)
- (4) 奨学金の返還を証する書類
- (5) 就業する職種に必要な資格を有することを証する書類の写し(初回申請時のみ。なお、資格が必要な職種の場合は不要)
- (6) 県税に滞納がない旨の証明書(納税証明書)
- (7) その他知事が特に必要と認めるもの

(交付決定兼額の確定通知)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容が適当と認められるときは、補助金の交付決定および額を確定し、様式第8号により通知する。

(交付請求)

第13条 前条により通知を受けた者は、様式第9号により本補助金の交付請求をすることができる。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要領の規定または本補助金交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 知事は、本補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 知事は、本補助金の交付に関して必要があると認めるときは、受給者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行うことができる。

2 本補助金の受給者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第16条 規則、地域交流推進課要綱およびこの要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月13日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

福井県知事 様

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定申請書

支援対象者として認定を受けたいので、福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

現住所	〒		写真貼付欄 (40mm×30mm) ※写真の裏に名前を記載して貼り付けること
帰省先住所	〒		
ふりがな 氏 名	印		
生年月日	年	月 日生	
電話番号	携帯	帰省先	
Eメールアドレス			
学歴・職歴			
年	月	内容	
高校から記載すること。 学校名称や所在地、学科、学部専攻等について記載すること。 (在学中の場合は) 卒業予定年月について記載すること。			
借受奨学金			
奨学金名称	区分 (該当に○)	借受金額	借受期間
	無利子・有利子	円/月 (総額 円)	年 月～ 年 月
	無利子・有利子	円/月 (総額 円)	年 月～ 年 月
	無利子・有利子	円/月 (総額 円)	年 月～ 年 月
奨学金名称は、「日本学生支援機構奨学金」「福井県大学奨学金」のどちらかを記載すること。 複数から貸与を受けている場合は、それぞれ記載すること。			

就業予定先		
業 種 (該当に○)	1 建設業 2 製造業 3 情報通信業 4 農林漁業 5 医療、福祉 6 上記以外 ()	
会 社 名		
所 在 地	〒	
職 種 (該当に○)	1 建設・土木・測量技術者 2 研究者 3 製造技術者(開発) 4 製造技術者(開発を除く) 5 情報通信技術者 6 農林水産技術者 7 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 8 保健師、助産師、看護師 9 医療技術者 10 その他の保健医療従事者 11 上記以外 ()	
採用職種名、業務内容 (わかる範囲で具体的に記載してください)		
県外企業への就職活動状況 (企業名、業種、所在地等を記載)		
インターンシップ参加状況 (企業名や年月を記載)		
年	月	免許・資格 (取得見込を含む)

様式第1号の2

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定申請書（別紙）

氏名

<p>1 申請の動機、U・Iターンの理由 (申請に至った理由、福井へのU・Iターンを希望する理由)</p>
<p>2 就業したい分野およびその理由 (就業したい企業や業種、就きたい職種、就職活動の状況などについて記載)</p>

3 大学等での専門分野や研究内容と就業予定の業務との関連性

(大学等でどういったことを学んだか、就業予定の業務との関連性について記載)

4 就業予定先で取組みたい内容や目標

(大学等で得た知識や技能を活かして取組みたいことや目指す成果、自身のアピールポイントなどについて記載)

様式第2号

平成 年 月 日

(申請者住所)

(申請者氏名)

様

福井県知事

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、支援対象者として認定したので通知します。

様式第2号の2

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

福井県知事

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者の認定について

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、支援対象者として認定しないこととしたので通知します。

様式第3号

平成 年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

印

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定辞退届

平成 年 月 日付け 第 号で通知のあった認定を下記の理由により辞退したいので、福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付要領第8条の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

様式第4号

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

福井県知事

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金支援対象者の認定取消しについて

平成 年 月 日付けで届出のあったこのことについて、支援対象者の認定を取り消したので通知します。

様式第5号

勤務証明書

福井県知事 様

ふりがな 氏名		性別	
生年月日			
現住所			
企業等名			
勤務先住所	〒		
業種			
就職年月日 (就業年月日)			
雇用形態 (該当に○)	正規雇用／非正規雇用		
職種			
職務内容			
職務経歴 (配属日、配属部署名、職務内容、配属先所在地等を記載)			
備考			

上記の者は当社の雇用者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業所所在地
名称
代表者
電話番号

印

(記入担当者 所属部署
役職・氏名)

様式第6号（日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者用）

平成 年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名



福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金 奨学金返還計画書

名 称	日本学生支援機構			
区 分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子			
総 額	総 額 円			
借受期間	年 月 ～ 年 月			
返還期間	年 月 ～ 年 月			
返還計画に基づく通常 の返還金額	円/月			
繰上返還金額	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
平成 年 月 日時点返還済額	円			

※返還計画に基づく通常返還金額とは、貸与総額に基づき日本学生支援機構が決定する返還計画に基づく毎月の返還額の事を言う。

- 添付書類
- (1) 奨学金の貸与を受けていることを証する書類の写し
 - (2) 返還終了までの定期的な返還額を示す書類の写し
 - (3) 奨学金の返還を証する書類（写）※返還していない場合は不要

様式第6号（福井県奨学育英基金の奨学金の貸与を受けている者用）

平成 年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名



福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金 奨学金返還計画書

名 称	福井県奨学育英基金			
区 分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子			
総 額	総 額 円			
借受期間	年 月 ～ 年 月			
返還期間	年 月 ～ 年 月			
返還金額 (①から③のいずれかについて記載すること。)	①月賦	円/月		
	②半年賦	円 (毎年6月、12月)		
	③年賦	円 (毎年12月)		
繰上返還金額	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
平成 年 月 日 時点返還済額	円			

※返還金額の欄は、福井県教育委員会に提出した福井県奨学金借用証書に基づいて記載すること。

- 添付書類 (1) 奨学金の貸与を受けていることを証する書類の写し
 (2) 返還終了までの定期的な返還額を示す書類の写し
 (3) 奨学金の返還を証する書類の写し※返還していない場合は不要

様式第7号

平成 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏 名

○印

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付要領第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 借受奨学金

名 称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 福井県奨学育英基金
区 分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子
返還金額 (既に返還した金額の合計)	
就業期間	年 月 ~ 年 月
申請にかかる 奨学金返還期間	年 月 ~ 年 月
申請にかかる対象期間に おける返還月数	ヶ月
申請にかかる対象期間に おける返還金額	円 ○内訳 ・計画に基づく返還額 ・繰り上げ返還額

3 勤務先

会社名	
業種	
所在地	〒
代表者名	
就職（就業）年月日	
勤務内容	

添付書類

- (1) 勤務証明書（様式第5号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 大学等の卒業を証する書類の写し（初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要）
- (4) 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し
- (5) 就業する職種に必要な資格を有することを証する書類の写し（初回申請時のみ。なお、資格が不要な職種の場合は不要）
- (6) 県税に滞納がない旨の証明書（納税証明書）※発行から3カ月以内のもの

様式第8号

平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

福井県知事

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記の通り交付決定および額の確定をしたので通知します。

記

交付決定額（確定額）： 円

様式第9号

平成 年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所

氏 名

印

福井県U・Iターン奨学金返還支援補助金請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知を受けた
補助金 円を交付されるよう、福井県補助金等交付規則第15条の規定により請
求します。